

〈研究ノート〉

所得階層別の保育利用割合の経年比較 ： 国民生活基礎調査データを用いて

山野 良一

要約

乳幼児を持つ世帯の保育利用および共働き割合の所得格差について、国民生活基礎調査の2次データを活用し分析を行った。1998年、2007年、2016年の3年間の継時分析とし、乳幼児全体と3歳未満児のいる世帯で分析した。結果として、かつて見られていた、低所得層と高所得層が中所得層と比べ、高い割合で保育を利用するというU字型の傾向は、乳幼児全体でも3歳未満児でもすでに見られなくなっていた。また、共働きの割合は、増加の割合に階層差が見られ、特に3歳未満児では、低所得層が中高所得層に比べ、増加傾向が低いことが推察できた。3歳未満児では、共働きの傾向と経済状況との間には、右肩上がりの直線的な関係が生じ、低所得層では共働きをする割合が中高所得層に比べ相対的に低くなっているという可能性を示唆していた。

キーワード：保育利用格差、国民生活基礎調査、貧困専業主婦

はじめに

保育や幼児教育の場が、公平に子どもたちに提供されている（きた）か、特に貧困や低所得状況にある世帯の子どもに十分に確保されている（きた）かを、検証する研究は欧米ではこれまで積み重ねられてきたが、残念ながら日本ではこうした類の研究はこれまで少なかったと言える（海外の研究の蓄積例として、Gambaro et al, 2014 = 2018）。

日本では、大石（2005）が、1998年の時点では、保育利用は全体としてU字型、つまり低所得世帯と高所得世帯がより多く利用するものであったことを指摘しており、長い間、そうした認識が保育関係者間でもあったと言える。一方で、2000年代以降の保育の拡大とともにそうした様相がどのように経時的に変化してきたか（または不変であるか）かを検証しておく必要があるだろう。

また、保育の利用格差を分析する上では、乳幼児期における共働き世帯の増加及びその経済格差にも触れておく必要があると考える。保育利用の増大の大きな要因のひとつは、もちろん共働き世帯の増加にあるのだが、一方で「貧困専業主婦」という書籍が出版されるように、共働きか否かが経済格差と関連することも専門家から指摘されるようになってきている（周 2019）。

本研究ノートでは、全国的な経年間の保育利用割合の経済格差の推移を検証する。合わせて、

乳幼児期の子どもを持つ共働き世帯の割合の推移などを分析する。

分析データ

分析に当たっては、大石（2005）に倣い、国民生活基礎調査（大規模調査）の2次データを利用した。ほぼ10年ごとの推移を見るために、1998年、2007年、2016年のデータを用いた¹⁾。

国民生活基礎調査（大規模調査）で、1998年から質問されている「乳幼児の日中の保育状況」を用い、ここでは認可保育所の利用割合に注目して分析した²⁾。所得については、等価可処分所得を用いた。また、ふたり親世帯のみを対象とした。

また、大石（2005）同様に、乳幼児期の子どもがいる世帯全体と3歳未満児の子どもがいる世帯に限定した分析を行った。

分析結果

（1）保育利用格差の経年変化

図1は、1998年、2007年、2016年の乳幼児全体（0 - 5歳児）がいる世帯の保育利用の割合を示すものである。図2は同様に3歳未満児のいる世帯の割合を示している。世帯ごとの等価可処分所得に基づいて、第I五分位層から第V五分位層までで区分けして分析している。

二つの図がはっきり示しているのは、分布の形状に18年の間で変化が見られることである。1998年には先述した大石（2005）が指摘していたU字型を、図1、図2においても、つまり乳幼児全体でも、3歳未満児でも再確認できる。しかし、2007年、2016年ではその形状はすでにU字型と言えず、図1でも図2でもフラットな形に近づいていることが見える。特に、図2（3歳未満児）では、フラットなだけでなく第2階層がやや突出した形状になっていることが読み取れる。

1998年には、保育の利用は低所得層や高所得層に偏っていたと言えるが、1998年以降は中所得層（第II、第III、第IV五分位層）のほうが、保育利用を増加させ階層差がなくなりつつあることが推察できる。

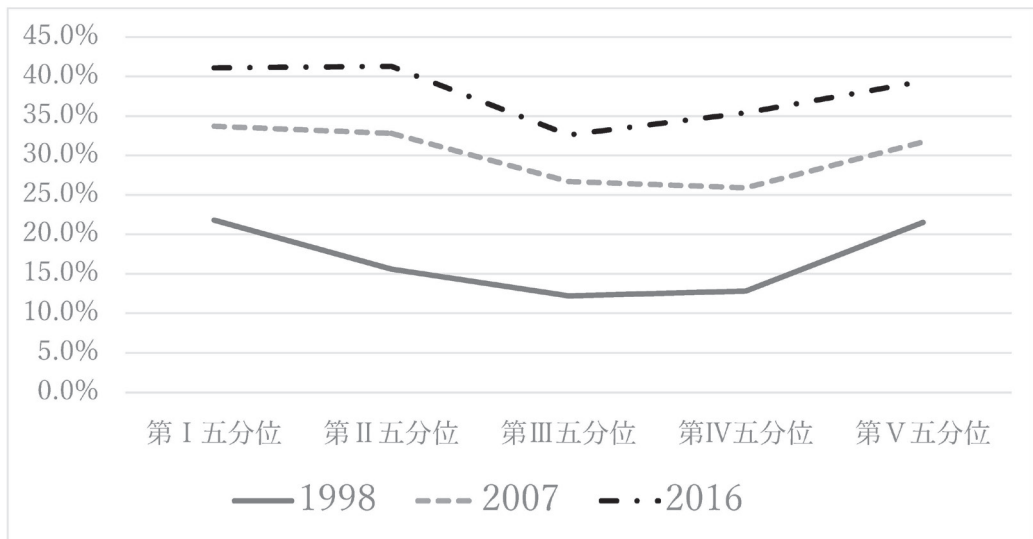


図1 乳幼児全体の保育利用割合の所得階層差の推移 (%)

(国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析)

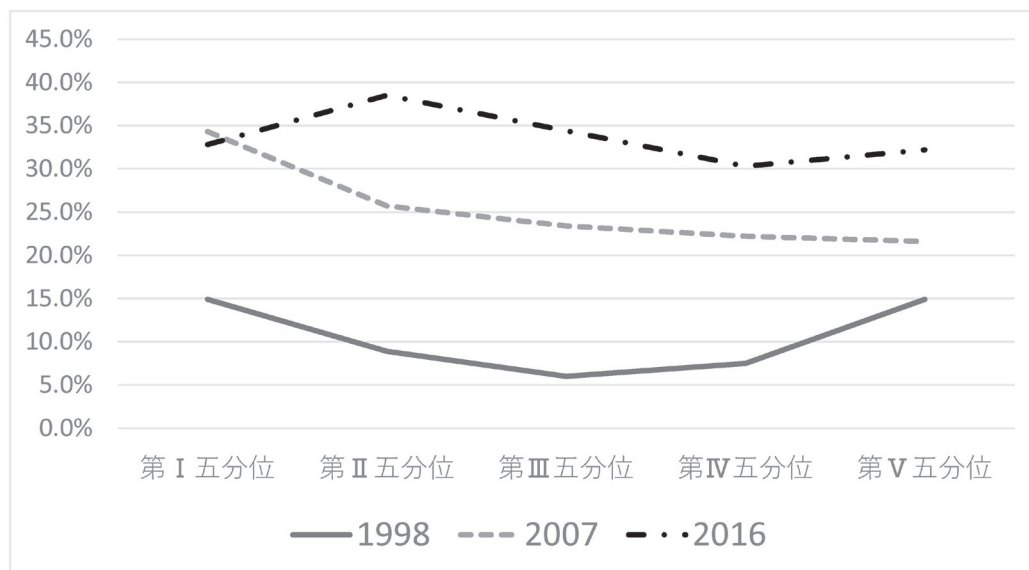


図2 3歳未満児がいる世帯の保育利用割合の所得階層差の推移 (%)
(国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析)

(2) 共働き世帯の割合の変化

保育利用増加のひとつの要因として考えられる、乳幼児期の子どもがいる共働き世帯の割合にはどのような変化が見えるだろうか。また、そこには階層間で違いがあるだろうか。

図3は、図1と同様の3年の、乳幼児全体の共働き世帯の割合を示すものである。図4は、図2と同様に3年の、3歳未満児のものである。なお、父母ともに働いていない世帯などは除いているので、共働きでない世帯は片働き世帯ということになる。

図3、図4からは、乳幼児全体として、また3歳未満児全体として、共働き世帯の割合が大きく増加していることが分かる。どの階層でも増加していることも見える。一方で、階層差に注目すると、特に3歳未満児に顕著だが、その増加の割合には所得階層による違いが存在している。まず、共働きの割合は1998年では図3、図4ともに、保育利用のようなU字型ははっきりとは見えず、特に第Ⅴ階層の高所得層が突出して高いことが分かり、他の4つの階層には大きな差はなかった。高所得層が最も共働きの割合が高い傾向は、2007年、2016年も、また乳幼児全体も3歳未満児もともに同様であった。

一方で、図4では、中高所得層（第Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ五分位層）に比べ、第Ⅰ五分位で増加の割合が特に小さく、共働きの割合が低所得階層ほど低く高所得層ではより高いという傾向が2016年では鮮明に見える。つまり、とりわけ3歳未満児では、共働きの傾向と経済状況との間には、右肩上がりの直線的な関係が生じ、低所得層では共働きをする割合が他の階層に比べ相対的に低くなってきているという可能性を示唆している。

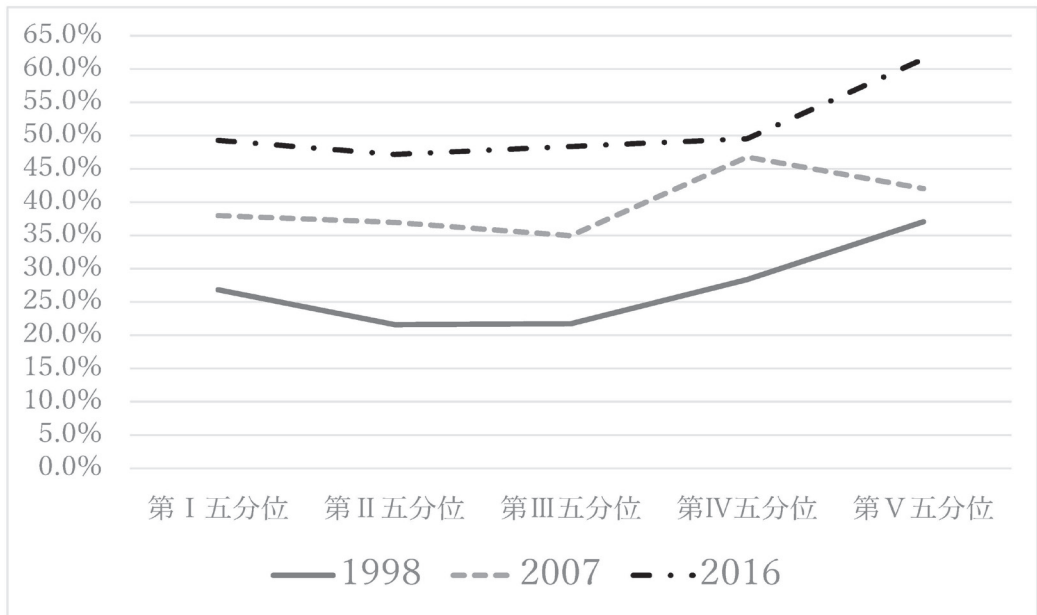


図3 乳幼児全体の共働き世帯割合の所得階層差の推移 (%)
 (国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析)

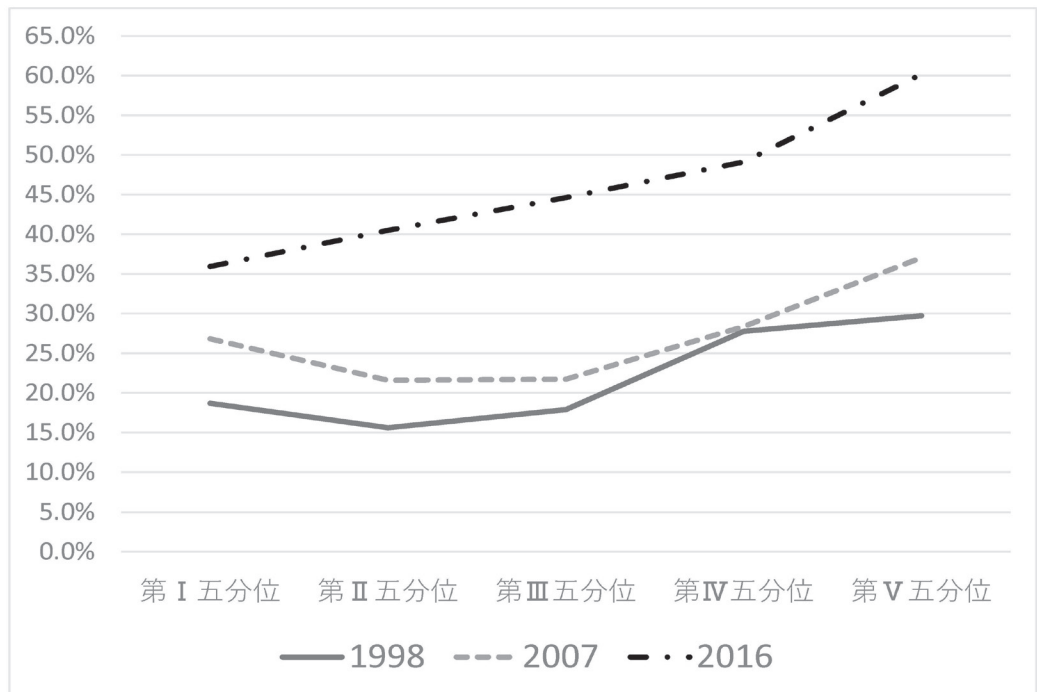


図4 3歳未満児がいる共働き世帯割合の所得階層差の推移 (%)
 (国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析)

(3) 専業主婦の仕事に就く希望の格差と労働

他の階層に比べて低所得層が共働きする割合が小さいということは、異なる言い方をすれば低所得層は他の階層に比べ専業主婦になりやすくなっているということでもある（父親が働いている場合が圧倒的なので）。周(2019)の言葉を借りれば、「貧困専業主婦」化する傾向が強まっているとも言える。

この傾向が強まっている要因のひとつの仮説として、低所得層は低所得にもかかわらず働くことを避けているのではないかと考えられるだろう。もうひとつの仮説は、低所得層は就労しようにもパート就労者になる傾向が高く、保育利用は正規労働者が優先されるなどの理由で、低所得層は保育等が利用しにくく就業しにくい、または就業をあきらめてしまうという点が考えられるだろう。

今回、分析に用いた国民生活基礎調査では、働いていない人に就労希望があるかという質問をしている。ここでは、働いていない母親に焦点をあてて所得階層ごとに分析を行った。図5は、その結果を示すものだが、第I五分位層の母親たちは他の階層と比べて、実は働きたいと希望する割合が高いことが分かった。この分析は、低所得層が専業主婦化する割合が高いことを、働くことを避けているのではないかとという仮説のみで説明するのは困難であることを示すものである。

ふたつの目の仮説について考えるとき、2014年からの子ども子育て支援新制度においては、短時間利用と標準時間利用の2区分が設定されたことで、全国的にはパートタイム労働者も保育利用がしやすくなった可能性を検討に加えることができるだろう。先に述べたように、低所得層の母親の場合、パート労働に従事している場合が多いと推察され、子ども子育て支援新制度以降、状況の変更がもたらされたかもしれない。

しかし、図6からはそうした状況は確認できなかった。図6では、2007年と2016年（つまり、子ども・子育て新制度の導入前後）で、国が標準時間と短時間利用の境界の基準時間としている週30時間以上働く母親と週30時間未満（16時間以上）働く母親の労働時間によって保育の利用割合の格差が減ったかを見たものだが、格差はほとんど解消できていないことを読み取ることができる³⁾。

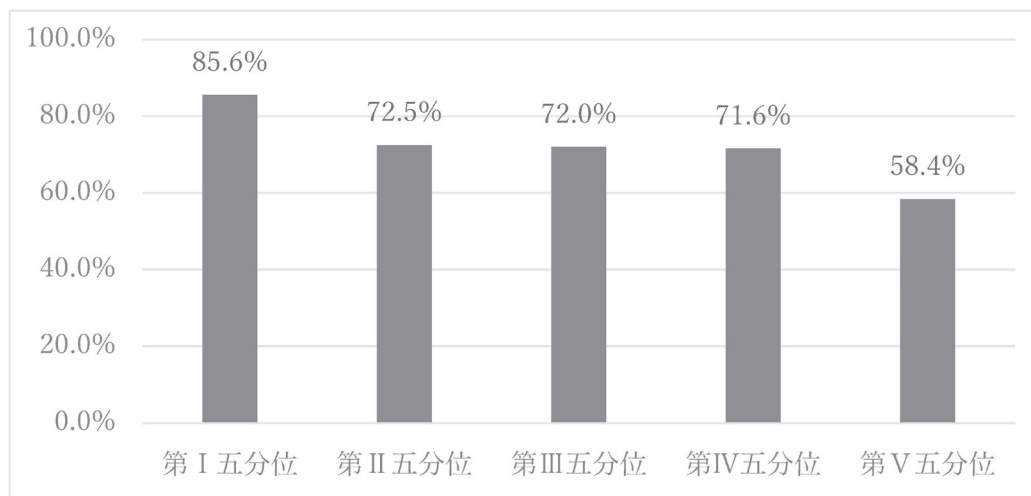


図5 乳幼児を持つ働いてない母親の就労希望の割合の所得階層差 (%)

(国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析)

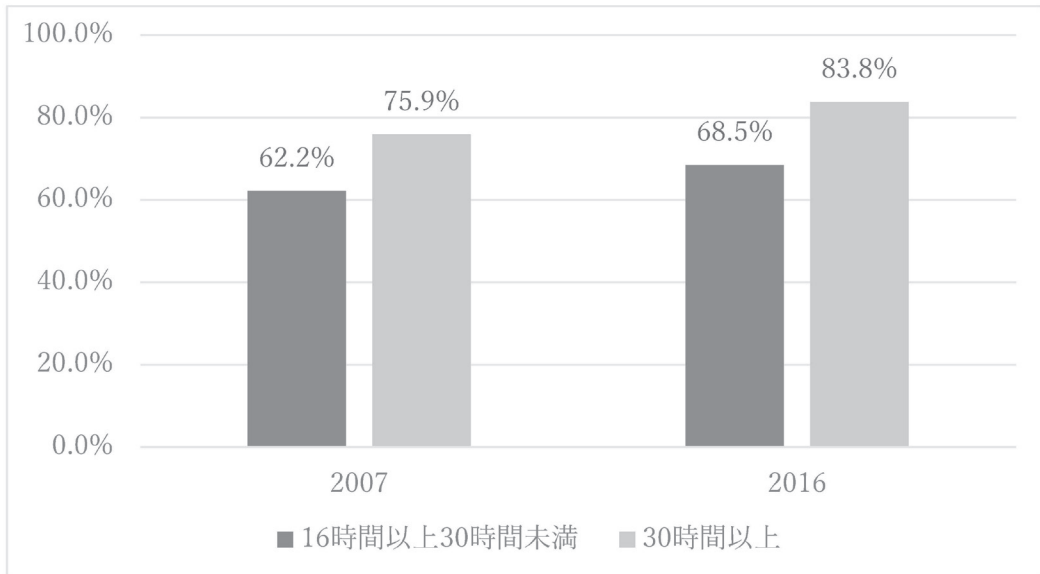


図6 乳幼児を持つ母親の就労時間（標準時間と短時間利用）の違いによる保育利用割合（％）
（国民生活基礎調査データに基づき筆者が分析）

最後に

3歳児以降の保育の無償化政策が始まり、待機児童問題がさらに深刻化するのではないかと危惧されている。その場合、これまで保育料の高さの問題があって、保育の利用をためらってきた中高所得層のほうが、低所得層に比べ、共働き化をさらに進め保育利用をより促進するようになる可能性がある。

本分析で行ったような、保育利用の経済格差分析は、今後さらに必要になると考えられる。

注

- 1) 本分析は、平成28年度科学研究費助成事業（基盤研究A）「子どもの貧困に関する総合的研究：貧困の世代的再生産の過程・構造の分析を通して」（研究代表者・松本伊智朗）のもとで、統計法第33条に基づき提供（厚生労働省発政統1016第3号）を受け山野個人が独自に行ったものである。厚生労働省が作成・公表している統計等とは異なる。
- 2) ここでは認可保育の利用の有無に限定し、認可外保育の利用はデータとして含まない。ただし2016年では日中の保育者の状況として、「認定こども園」が選択肢として加えられている。認定こども園については、データでは1号、2号、3号の識別ができないため、ここでは、認定こども園を利用し父母が共働きの場合を2号又は3号認定を受けている世帯として保育利用として計上した。
- 3) 国は、毎月の就労時間120時間を基準としているがここでは週換算している。また、就労時間の最低時間は月に48時間から64時間内で市町村が定めるとしているが、ここでは最大の月64時間から換算した。

(参考文献)

大石亜希子 (2005) 「保育サービスの再分配効果と母親の就労」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会

周燕飛 (2019) 『貧困専業主婦』筑摩書店

Gambaro, L., Stewart, K., Waldfogel, J.(2014) An equal start?: providing quality early education and care for disadvantaged children. Policy Press. (=2018 山野良一・中西さやか他訳『保育政策の国際比較：子どもの貧困・不平等に世界の保育はどう向き合っているか』明石書店)

*本稿は JSPS 科研費（課題番号 16H020467 および 20H01610）の研究成果の一部である。

Overtime analysis of the ratio of childcare usage by income classes : through using Comprehensive Survey of Living Conditions.

Ryoichi YAMANO